

行財政改革の取り組みと 財源不足への対応について

箱根町行財政改革アクションプラン(平成29年度～令和4年度)

平成29年度に中間見直しを行い、大きな変更点として新たに重点項目に位置付けた『行政サービスの質の向上』の取り組みを盛り込むなどにより、推進項目数を45から76と大幅に増やし、より一層の行財政改革の推進を図っています。

また、平成30年度からは取り組み結果を箱根町行財政改革有識者会議で説明し、外部有識者の意見を伺い、次年度以降の取り組みに反映させることで適切な進捗管理を図っています。

※本記事では、新型コロナウイルス感染症を「新型コロナ」、感染拡大が招いた状況を「コロナ禍」と言います。

基本理念	基本方針	主な推進項目
持続可能な行財政運営の実現に向けた改革	将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換 (量の改革)	※下線の項目は、コロナ禍で大きく取り組みを進めた項目です。 ・償却資産の申告内容調査 ・育英奨学金の督促業務の拡充 ・財政調整基金の残高確保
	時代の変化に即応する行政サービスの提供 (質の改革)	・町税の新たな納付機会の拡充(モバイルレジ収納等の導入) ・ごみの減量化、資源化および適正処理の推進 ・コンビニ交付サービス導入の検討(住民票の写し等の交付)
	社会経済構造の変化に適應するまちづくり (活力ある地域社会の形成)	・定住化の促進(空き家バンク制度やトライアルステイの実施) ・災害時の応急給水方法の見直し
	行政資源の有効活用を図るまちづくりに向けた意識改革と実践 (意識の改革)	・臨時職員の採用の見直し ・業務改善制度の推進 ・箱根町HOT21観光プランの推進

令和2年度の行財政改革アクションプランの取組状況について

- ・取り組み予定72項目に対し、73項目に取り組みました。
全76の推進項目のうち、4項目は前年度までで取り組み終了しましたが、再度取り組むこととした1項目を含む73項目に取り組みました。特に、「償却資産の申告内容調査」、「町税の徴収率の向上」、「ふるさと納税の促進」など、自主財源確保の取り組みが目標を超える結果となりました。
- ・財政健全化効果額の実績額は、2億4,501万円となりました。
【財政健全化効果額の考え方】については、4ページを参照してください。
令和2年度の取り組みによる財政健全化効果額の実績額は2億4,501万円となり、見込額の2億7,339万円に届きませんでした。
この内訳は、収支改善効果額で「ふるさと納税の促進」の1億9,645万円などプラスの取り組みがある一方、「箱根関所誘客宣伝活動における地域的展開の促進」の△9,758万円など新型コロナの影響によるマイナスが大きい取り組みがあることが要因です。

令和2年度の財政健全化効果額

■収支改善効果額 実績額：1億9,501万円 見込額：2億2,339万円	+	■その他効果額 実績額：5,000万円 見込額：5,000万円	=	●財政健全化効果額 実績額：2億4,501万円 見込額：2億7,339万円
--	---	---------------------------------------	---	---

【財政健全化効果額の考え方】

行財政改革アクションプランでは、取り組みにより見込まれる効果を「収支改善効果額」と「その他効果額」の2つに分け、その合計を「財政健全化効果額」としています。

- ・収支改善効果額…各年度の収支改善に寄与する効果額
例) 町税の徴収率の向上→町税収入が増え、歳入増加となります。
払込通知書の廃止→口座振替時に送付する払込通知書の廃止により、歳出削減となります。
- ・その他効果額…毎年度の収支改善に直接寄与しないものの、財政状況の改善という観点から見込まれる効果額
例) 財政調整基金の残高確保→将来のリスクに備え基金に積み立てを行い、健全な財政運営を図ります。



コロナ禍における取組みについて

令和2年度は、新型コロナによる影響が大きく、本プランの開始以来、初めて財政健全化効果額の実績額が見込額に届きませんでした。特に、インバウンドなど観光分野に係る項目は非常に影響が大きかったものの、一方で、非対面・非接触型のサービスが求められることから、一気に進捗した項目もあります。

令和3年度も新型コロナの状況は見通しがついていませんが、ウィズコロナの視点で取り組みを進めるとともに、観光分野に係る項目などは収束後の展開を見据えた準備が必要です。さらに、令和4年度は行財政改革アクションプランの最終年度であることから、次期行財政改革アクションプランへの積み残しを極力減らせるよう着実に取り組んでいきます。

財源不足への対応

令和元年度～5年度について

■財政見直しによる 財源不足額 △約7億3,700万円/年	+	■行財政改革アクション プランの収支改善効果額 約2億3,200万円/年	=	●行財政改革を行ってなお 見込まれる財源不足額 △約5億500万円/年	➔	固定資産税の超過課税 (税率1.58%・約5億円) で対応
-------------------------------------	---	--	---	---	---	-------------------------------------

平成29年度に策定した中長期の財政見直しでは、令和元年度から5年度に見込まれる財源不足額は年間平均約7億3,700万円となり、同期間の行財政改革アクションプランの取り組みによる収支改善効果額の年間平均約2億3,200万円を加味しても、行財政改革を行ってなお年間平均約5億500万円の財源不足が見込まれます。

その対応として補てん財源の安定性や規模などを総合的に検討した結果、引き続き固定資産税の超過課税を採用することが最も望ましいと考えたため、令和元年度から5年度までも現行税率1.58%で継続しつつ、超過課税は当分の間、実施することとし、5年毎に見直す形としたものです。

令和6年度以降について

令和6年度以降は、さらに財源不足の拡大が見込まれるため、令和元年度に「観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議」を設置し、固定資産税の超過課税だけでなく、新たな財源の検討を進めています。

「箱根町行財政改革アクションプラン」および各年度の取組状況報告書、また、町の財政状況等を予算の仕組みとともに分かりやすく記載した「箱根町のわかりやすい予算」は、役場本庁舎3階企画課および出張所窓口においてあります。町ホームページにも掲載していますので、詳しくはそちらをご覧ください。